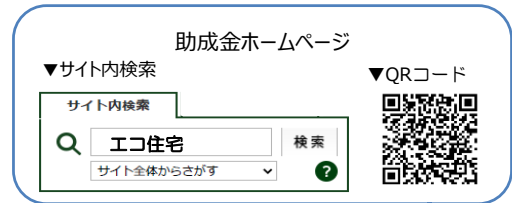


助成対象機器等の**工事施工3週間前(開庁日)までに申請**が必要です。

令和6年4月1日

令和6年度杉並区再生可能エネルギー等の導入助成及び断熱改修等省エネルギー対策助成金 <エコ住宅促進助成>

- 強制循環式ソーラーシステム
 - 自然循環式太陽熱温水器
 - 太陽光発電システム
 - 定置用リチウムイオン蓄電池
 - エコキュート等（エコキュート、ハイブリット給湯器）
 - 家庭用燃料電池（エネファーム）
 - 高日射反射率塗装（屋根・外壁、既存住宅のみ）
 - 窓等断熱改修（既存住宅のみ）
 - 断熱材（既存住宅のみ） **新設!!**
- 同時設置で2万円加算



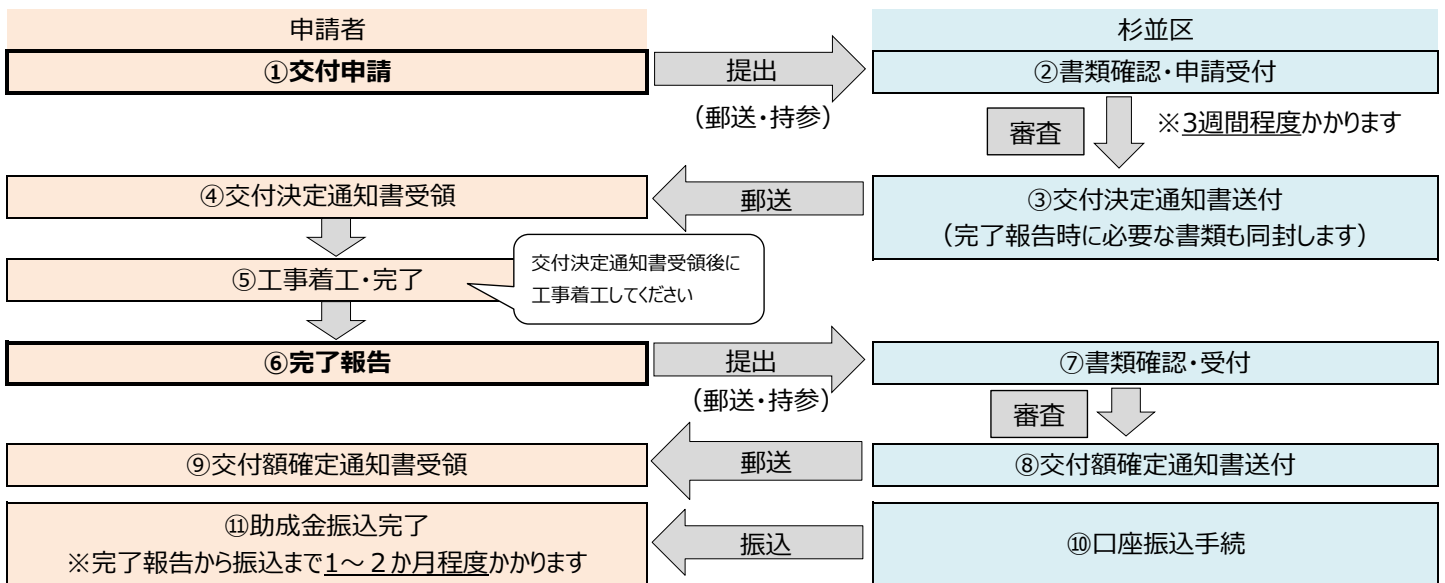
国や東京都の助成金と併用できます。
※ただし、補助の合計が導入経費を超えないこと。



申請受付期間	令和6年4月10日（水）～令和7年1月31日（金） ※申請が予算枠に達した時点で受付終了します
完了報告締め切り	令和7年3月19日（水）（ 必着 ）
書類提出先 問い合わせ	杉並区 環境課 温暖化対策係 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 西棟7階 電話 03-5307-0672（直通） 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く月～金）

<申請手続きの流れ>

- ・窓口または郵送で必要書類を提出してください。※郵送の場合は別紙「郵送のご案内」をご覧ください。
- ※申請者都合の工事日等指定により、審査を早めることはできません。余裕をもってご申請ください。



※申請後に**内容の変更や中止が発生した場合**は、速やかにご連絡ください。
※申請の状況によって審査に時間を要する場合があります。

交付申請の要件

- 助成対象機器等に係る部分の工事施工 **3週間以上前**の申請であること
助成対象機器等が新品であること、リースでないこと
- 助成金対象一覧の導入要件を満たしていること（4ページ参照）
- **申請者、契約者、支払者**（左記に加えて**太陽光発電システムの場合は電力受給契約者**）が**同一人**であること
- **令和7年3月19日(水)までに完了報告に必要な書類がすべて提出できること**
- 同一申請者につき、同一種類の対象機器等については1回に限り申請可能
- 過去に本助成金を受けた対象機器等の耐用期間が交付申請の時点で経過している場合は再申請可能
- 対象機器等は、耐用期間中において、適正管理すること

申請対象者 以下㉗～㉟のいずれかに該当する方

- ㉗ 杉並区内建物に対象機器等を導入する**杉並区民の方**
 - ・杉並区外に居住で**完了報告までに杉並区民になる方**
 - ・賃貸住宅を所有する方を含む
- ㉘ 杉並区内に所有する店舗や事業所に対象機器等を導入する**杉並区内中小企業者**（法人、個人事業主）
 - ・ただし申請時、代表者が杉並区内に居住している場合に限る
- ㉙ 杉並区内建物の共同住宅(分譲)の共有部分に対象機器等を導入する**区内管理組合または管理者**
- ㉚ 杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入する**医療法人、社会福祉法人、学校法人**
- ㉛ 杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入する**町会、自治会、商店街組合等**

申請対象者によって必要な書類一覧

㉗ 導入先に居住しない区民	不動産登記の現在事項証明書(写)
㉘ 区内中小企業者法人	商業登記の現在事項証明書(写)
	不動産登記の現在事項証明書(写)
㉙ 区内中小企業者個人事業主	導入先住所で事業を営むことが確認できる書類(写) 営業許可書、直近の確定申告書等
㉚ 管理組合	管理規約(写)
	対象機器等の導入が決議されたことを確認できる書類(写) 決議書、議事録等
	不動産登記の現在事項証明書(写)
㉛ 管理者	現在の理事長が選任されたことを確認できる書類(写) 決議書、議事録等
	管理規約(写)
	対象機器等の導入が決議されたことを確認できる書類(写) 決議書、議事録等
	不動産登記の現在事項証明書(写)
㉜ 医療法人、社会福祉法人、学校法人	管理組合の集会で現在の管理者が選任されたことを確認できる書類(写) 決議書、議事録等
	法人登記の現在事項証明書(写)
	不動産登記の現在事項証明書(写)
㉝ 町会・自治会	町会・自治会等認可通知書(写)または告示事項証明書(写)
	不動産登記の現在事項証明書(写)
㉞ 商店街組合等	定款(写)
	不動産登記の現在事項証明書(写)

※不動産登記、商業登記、法人登記の各現在事項証明書(写)は、法務局が発行したものを提出してください。

(登記情報提供サービスで取得したものは不可)

※議事録の場合は、開催日がわかるページ及び署名欄のページを含む。

- ・対象機器等を導入の際は、近隣への迷惑にならないようご配慮ください。
- ・執拗に契約を急がせる業者には注意し、また紹介された業者だけでなく、複数の販売店から見積りをとるようにしてください。
- ・アフターフォロー、メンテナンスサービス等も確認して、信頼できる販売施工業者に依頼しましょう。
- ・交付申請後に申請内容の変更や中止が生じた場合は手続きが必要です。変更や中止が生じた時点でご連絡ください。
- ・完了報告後も耐用期間中は適正管理し、損傷等や廃棄などが発生する場合は速やかにご連絡ください。



申請時に必要な書類（共通）

- ・書類の不足、記入漏れ、記入誤りがないかご確認ください。修正箇所は二重線で消してください。
- ・消えるボールペン、鉛筆、砂消し、修正液等は使用できません。
- ・**交付申請と完了報告は同じ印鑑（朱肉を使用するもの）**を押印してください。
- ・**書類はすべてA4サイズ**（現像写真等は、A4用紙に貼付）で提出してください。

申請書（第1号様式）

工事概要（第2号様式）

同意書（第3号様式） 土地、建物が共有又は自らの所有に属さない場合

確認書（第4号様式）申請者が代行者（家族を除く）を定めた場合

第1～4号様式は区HPでダウンロードできます

▼サイト内検索

▼QRコード

サイト内検索

工コ住宅 申請書 検索

サイト全体からさがす



杉並区に居住していることが確認できる申請者の本人確認書類(写)

(例)運転免許証、マイナンバーカードの表面（裏面不要）

住民票の写し（続柄、本籍、マイナンバー記載不要）等 **有効なもの**

※ 社会保険証やパスポートなど、住所が手書きのものは不可。

申請時と完了時で住所が異なる方は、申請時の現住所を確認できる書類を提出し、完了報告時に新住所の本人確認書類を提出してください。

パンフレット・カタログ等(写)

表紙等メーカー名が確認できる部分、申請する型式や工事概要（第2号様式）に記載した導入要件を満たしていることが確認できる部分のみ提出

契約書または見積書(写) 導入機器の金額の内訳がわかるもの、**あて名が申請者（苗字のみ不可）**のもの

窓等断熱改修は、改修窓等に①から順に番号をふり、寸法（W×H）と合計面積（㎡）を記載すること

撮影日（手書き可）入り 建物全景または現況のカラー写真

新築の場合は建設予定場所（土地）の写真

撮影日（手書き可）入り 設置工事予定場所のカラー写真

屋根写真など申請時に提出できない写真は完了報告時に提出

窓等断熱改修は、写真に①から順に番号をふること、写真は窓枠から窓全体が判別できること、ぶれていないこと、暗くないこと

申請時に必要な書類（機器別）

強制循環式ソーラーシステム
自然循環式太陽熱温水器

BL認定登録型式リスト（対象範囲を印刷）申請する型式が分かるもの

太陽光発電システム

- ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）ホームページ（<https://www.jet.or.jp>）
→**JETPVm認定製品リスト**申請する型式がわかる対象範囲を印刷
- ・国際電気標準会議IECEE-PV-FCS制度加盟の**海外認証機関認証(写)**



設置計画図面(写) 申請する型式とパネル枚数が分かるもの

定置用リチウムイオン蓄電池

SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）適合品であることがわかる書類

ホームページ（<https://sii.or.jp>）→ ZEH（戸建住宅）→ ZEH支援事業-蓄電システム製品登録
→蓄電システム登録済製品一覧 から対象範囲を印刷



高日射反射率塗装
(屋根・外壁)

第三者機関による性能証明書(写)日射反射率50%以上の塗料と分かるもの

(財)日本塗料検査協会、建材試験センター発行の試験結果報告書
(環境省)環境技術実証事業（ETV事業）実証済み技術一覧 対象範囲を印刷等

施工箇所がわかる平面図または立面図（写）外壁の場合は、立面図を提出してください。

窓等断熱改修

住宅間取り図(写) 現況の写真の番号とあわせて**①～番号をふること**

SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）又は公益財団法人北海道環境財団の適合品であることがわかる書類
【SIIホームページ（<https://sii.or.jp/>）→次世代建材→補助対象製品一覧→窓、玄関ドア から対象範囲を印刷
【北海道環境財団ホームページ（<https://www.heco-hojo.jp/>）→既存住宅における断熱リフォーム支援事業
→補助対象となる製品→補助対象製品一覧 から対象範囲を印刷

現況の写真の番号とあわせて**①～番号をふること**

マンション等（1棟に複数の住戸があり、各住戸の区分所有が異なる）のガラス交換・外窓の交換は、共用部の改修となるため下記書類が必要です。また、管理組合等で個人による共用部の改修が認められていない場合は、2ページ⑨管理組合が行う申請となります。

・管理規約及び（規約に規定されている場合は）理事長の承諾書(写)

・管理組合が無い場合は、区分所有者全員の承諾書

断熱材

施工箇所がわかる平面図または立面図（写）

公益財団法人北海道環境財団の適合品であることがわかる書類

ホームページ（<https://www.heco-hojo.jp/>）→既存住宅における断熱リフォーム支援事業
→補助対象となる製品→補助対象製品一覧 から対象範囲を印刷

助成対象機器等

同一年度において、同一申請者の助成限度額は以下のとおりです

◇再生可能エネルギー等の導入助成 30万円

◇断熱改修等省エネルギー対策助成 30万円

区分	種類	導入要件	助成額 ※1,000円未満は切り捨て		耐用期間	
再生可能エネルギー等の導入助成	強制循環式ソーラーシステム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた未使用のもの。	太陽熱集熱器全体の面積 1㎡当たり2万円	限度額 6万円	15年	
	自然循環式太陽熱温水器		太陽熱集熱器全体の面積 1㎡当たり1万円	限度額 2万円		
	◆太陽光発電システム	一般財団法人電気安全環境研究所（JET）若しくは国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けた未使用のもの。	太陽電池モジュール全体の公称最大出力 1kW当たり4万円	◆限度額 12万円 蓄電池同時設置で2万円加算	17年	
	◆定置用リチウムイオン蓄電池	一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に補助対象機器として登録された未使用のもの。	SII登録 蓄電容量 1kWh当たり1万円	◆限度額 8万円		
断熱改修等省エネルギー対策助成	エコキュート等	CO2冷媒を使用している未使用の給湯器で、次のいずれかに該当するもの。 1. ふろ保温機能のある機種で、日本工業規格JIS C9220に基づく年間給湯保温効率が2.7以上であること。 2. ふろ保温機能のない機種で、年間給湯効率（JIS）が3.1以上であること。 3. 特殊仕様（寒冷地・塩害地向け機種）、薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が240リットル未満の小容量タイプ、一体型タイプ、及び多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率（JIS）若しくは年間給湯効率（JIS）が2.4以上であること。 4. 一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のものであること。	—	定額 5万円	6年	
	家庭用燃料電池エネファーム	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定した未使用のもの。	—	定額 5万円		
	高日射反射率塗装（屋根・外壁）	国内の第三者機関における日射反射率測定値が近赤外線領域において50%以上の未使用の塗料で、既存建物に施工すること。 屋根立ち上がり部分を含む太陽光熱が反射する居室上の屋根、屋上部分、または外壁に施工すること。	導入経費の20%	屋根・外壁合わせて 限度額 15万円		
	ガラスの交換	SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）または公益財団法人北海道環境財団が補助対象機器として認めた未使用のもので、既存建物に施工すること。	大 1.4㎡以上	1枚当たり 4,000円	面積はガラスの寸法を測定 枚数を乗じて助成額を算出	ガラスの交換、内窓の設置、外窓の交換、ドア・引戸の交換合わせて 限度額 15万円
	外皮に接する既存窓を複層ガラス等に交換		中 0.8㎡以上1.4㎡未満	1枚当たり 3,000円		
	内窓の設置	1つ以上の居室において、全ての窓について高断熱窓を設置すること。	大 2.8㎡以上	1か所当たり 10,000円	面積はサッシの枠外寸法を測定	
			中 1.6㎡以上2.8㎡未満	1か所当たり 7,000円		
外窓の交換	外皮に接する既存窓を新しい窓に交換	小 0.2㎡以上1.6㎡未満	1か所当たり 4,000円	面積は戸枠の枠外寸法を測定		
		大 開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	1か所当たり 13,000円			
ドア・引戸の交換	熱貫流率が3.49w/(㎡・k)以下のもの。	小 開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満	1か所当たり 10,000円			
		断熱材	公益財団法人北海道環境財団が補助対象機器として認めた未使用のもので、既存建物に施工すること。 1つ以上の居室において、全ての部分について断熱材を設置すること。 熱抵抗値（断熱材の厚さ÷熱伝導率の値）が屋根・天井・外壁は2.7以上、床は2.2以上のもの。	導入経費の20%	限度額 15万円	

助成金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付額を変更し、返還を求めることがあります。

1. 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたと認められたとき
2. 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
3. 国・都の助成金と合わせて必要経費を超えてしまうとき
4. 杉並区暴力団排除条例に基づき助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき